

# 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された一定の条件を満たす土地については、税額が減額されます！

## ■土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

神奈川県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域（以下「レッドゾーン」といいます。）と呼び特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等が行われます。

鎌倉市でも、令和3年5月25日より神奈川県によるレッドゾーン（急傾斜地の崩壊）の指定が行われています。

## ■減額対象となる土地の条件について

賦課期日(1月1日)時点で、レッドゾーンに指定されている、課税地目が宅地又は宅地の評価に比準する土地（雑種地・介在農地等）が減額対象となります。

## ■減額対象となる土地の評価について

減額対象となる土地は、レッドゾーンに指定されている面積にかかわらず、一律0.7の補正率を適用し評価額を3割減額します。

なお、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定された場合は、レッドゾーンにおいて生じる建築制限等がないため、減額の補正対象にはなりません。

※負担調整措置等により、必ずしも税額が3割減額となる訳ではありません。

※すでに急傾斜地崩壊危険区域に指定され、減額対象となっている土地がレッドゾーンに指定された場合は、レッドゾーンの減額補正のみ適用されます。

## ■レッドゾーンに指定されたが、評価額が前年と変わっていない場合

レッドゾーンに指定された土地の課税地目が上記の減額対象の土地に該当するかご確認ください。

レッドゾーンに指定されており、上記補正対象の土地に該当するにもかかわらず前年と評価額が変わっていない場合は資産税課までお問合せください。

## ■ご自身の土地がレッドゾーンに指定されているか確認したい場合

レッドゾーン等の位置については、神奈川県ホームページ「神奈川県土砂災害情報ポータル」で公開しているとともに、神奈川県藤沢土木事務所や鎌倉市みどり公園課がけ地対策担当の窓口で閲覧できます。

■お問い合わせ先……鎌倉市役所総務部資産税課土地評価担当  
☎0467-61-3934(直通)

■お問い合わせ時間……平日8:30~17:00（12:00~13:00は除く）